

令和2年度外国人向けウェブサイトの構築及び運用業務

下記のとおり企画競争を行います。

令和2年7月9日

支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官
増田直樹

記

1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官 増田直樹

2 企画競争の内容

【1】事業名

令和2年度外国人向けウェブサイトの構築及び運用業務

【2】事業の目的

海外では、いまだに福島には人が住めないと思われているなど、福島に関する誤解がまだ解消していない状況にあり、誤解解消のために正確な情報発信を行う必要がある。

一方来年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定であり、これまで以上に海外の関心が我が国に向けられる中、これを好機とし、福島の風評払拭に向けて海外における効果的な情報発信を行う必要がある。

このため本事業では、福島の風評払拭に関係する情報を集約した外国人向けポータルサイトを構築および運用し、効果的な情報提供を行うものとする。

【3】事業概要

よくある質問および回答 (Frequently Asked Questions : FAQ) や参考となる外国語コンテンツ等から構成される、外国人向けウェブサイトを構築し、簡潔明瞭かつ正確な情報を提供するとともに、迅速な情報更新を行うことで、世界における福島の現状等に関する正確な情報発信の最前線ツールとする。なお、本サイトは、世界からのサーバ攻撃に耐えられるようなセキュリティレベルを確保するものとする。

【4】事業内容

上記【2】の目的のために、以下の業務を実施すること。

なお、本事業を進めるに当たっては、情報発信の優先度や時期に応じた柔軟な対応が必要であることなどから、発注者と緊密な連絡体制の下で事業を実施すること。

1. 作業計画書等の作成

請負者は、作業実施計画書（案）及び作業実施要領（案）を作成し、契約締結後5日以内

(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。)を除く。)に発注者に提出し、発注者の承認を受けること。

2. FAQ(よくある質問)の多言語翻訳

事前に当庁が整理する、福島の状態に関するよくある質問及び回答(Frequently Asked Questions:FAQ)について、ネイティブスピーカーを用いた翻訳作業を行うこと。言語は、英語・韓国語・中国語(簡体字)・中国語(繁体字)の4言語とすること。質問及び回答数は、30問程度と想定するが、必要に応じ50問程度まで追加する。内容については、発注者とよく協議すること。

3. 外国人向けウェブサイトの構築

福島の風評払拭に係る情報を集約した外国人向けウェブサイト(風評払拭のためのポータルサイト)を構築すること。使用言語は日本語・英語・韓国語・中国語(簡体字)・中国語(繁体字)の5言語対応とすること。ウェブサイトに含まれるコンテンツは、以下を想定するが、詳細は発注者とよく協議すること。

- ▶ 2で整理したFAQ(回答は政府発表の公式情報のサイトにもリンクさせる)
- ▶ 放射線に関する最新情報や政府発表情報
- ▶ 外国人向けの放射線動画(制作済み)
- ▶ 外国人向けのTV番組(制作済み)
- ▶ 外国人向けの放射線に関するリーフレット(制作済み)
- ▶ その他発注者が指示するコンテンツ

なお本サイトは、海外の様々な検索サイトで上位表示されるような工夫や、検索画面にQ&Aが直接表示されるシステム等を有するものとし、そのために必要な構造化を実施すること。また、複数の検索ワードだけでなく、文章による検索も可能とすること。

4. ウェブサーバの導入

確認用環境・本番環境それぞれにおいて、以下のとおり導入を行うこと。なお、サーバは原則として請負者が準備するクラウドサーバを使用すること。

- ▶ 基本設計及び詳細設計を行い、成果物について発注者の承認を受けること。
- ▶ 運用設計及び保守設計を行い、定常時における月次の作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用・保守作業計画の案を作成し、発注者の確認を受けること。
- ▶ 設計工程の成果物及びテスト計画書に基づき、導入、テストを行うこと。

5. ウェブサーバの運用・保守

- ▶ ウェブサイトの開発、運用に必要なサーバ等については、請負者の負担において準備、運用し、一定の障害対応等を行うとともにデータ保全、冗長化等の保守管理を行うこと。

- Google などの検索サイトのアルゴリズムに変更があった場合には、本サイトの構造を常に最適な形に調整すること。
- 月に一度はウェブサイトの各種検索画面における表示状況、アクセス数等について定期報告を行うこと。

6. 海外における広報活動の検討及び実施

海外の主要国において、インターネットにおけるウェブ広告等を検討及び実施し、3. で構築した本サイトへの効果的な誘引を行い、アクセス数を増加させることで、各国の検索サイトにおいて本サイトが上位結果表示される可能性を高めること。具体的な誘引手法については、発注者とよく協議すること。

7. 効果測定及び検証

- 本ウェブサイトの向上や海外における広報活動の効率化、及び本事業実施以降の外国人向けの情報発信の方向性の検討等に資するよう、サイト分析ツール等を用いて、毎月、閲覧者のサイト訪問行動やウェブサイトの利用状況等の分析及び分析結果の整理を行うこと。
- サイト分析の手法及び分析項目については、個人情報保護に十分留意するものとし、その実施方針について発注者と十分に協議し了解を得てから実施すること。

8. 引継ぎ

- 請負者は、次年度以降の本ウェブサイトの適切な運用のため、アクセスユーザのログ解析等により適切な管理方法や課題等を取りまとめるとともに、サーバ移行等における引継ぎ作業及び次年度のサーバの借用及び運用・保守の調達仕様書の策定について、所要の対応、協力を行うこと。
- 請負者は、契約期間の終了までに、引継書（本ウェブサイトの運用・保守に必要となる各種ドキュメント等）を作成、整備し、発注者の承認を得ること。

9. 打合せ・協議

- 請負者は、発注者と初回打合せを行い、スケジュール感を含め業務全般について認識に問題がないか確認を行うこと。
- 打合せ場所は、初回打合せも含め、原則復興庁で行うこと。
- 打合せに必要な資料は必要部数用意すること。

10. 留意事項

- 専門知識・技術を極力必要としないファイル、スクリプト構成であること。
- 職員によるウェブページの更新作業は、Windows10 で対応できるものであること。
- 本業務の履行に当たっては、総務省が推進する「みんなの公共サイト運用ガイドライ

ン（2016年版）」に準拠し、以下を前提とすること。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

- ウェブアクセシビリティについては、JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠していること。なお、「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016年3月版」で定められた表記による。範囲は、本ウェブサイトとする。
- トップページを基本として、2段階層以下においても同様の色調等に準拠し、ウェブサイトとして統一感を出すものであること。
- 利用者がストレスなく操作できる程度のレスポンスを確保すること。また、稼働状況監視を随時実施し、必要な資源増強を行える体制を整えること。
- クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。
- go.jp で終わる政府ドメイン名を使用すること。
- 利用者が検索サイト等を経由して復興庁のウェブサイトになりすました不正なサイトへ誘導されないよう、以下を例とする検索エンジン最適化措置（SEO 対策）対策を講ずること。また、運用するウェブサイトに関連するキーワードで定期的にウェブ検索を行い、検索結果に不審なサイトが存在した場合は、速やかにその検索サイト業者へ報告するとともに、不審なサイトへのアクセスを防止するための対策を講ずること。
 - ・クローラからのアクセスを排除しないこと。
 - ・cookie 機能を無効に設定したブラウザでも正常に閲覧可能とすること。
 - ・適切なタイトルを設定すること。
 - ・不適切な誘導を行わないこと。
- 放射線に関する情報については、発信により更なる風評を招かないようにするなど、発信することによる影響を十分考慮した発信内容・方法等とすること。
- 上記各項の具体的な内容は、仕様書によるほか、当庁職員との協議により定める。

【5】事業実施期間

本事業の実施期間は、契約締結日から令和3年3月31日までとする。

3 企画競争に参加する者に必要な資格及び企画提案内容に関する要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 01・02・03（平成 31・32・33）年度全省庁統一競争参加資格審査の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた者であること。
- (4) 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (6) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

4 企画競争説明会の開催

開催しない。なお、質問等がある場合は、5（1）エの担当者まで問合せること。

5 企画提案の手続等

(1) 企画提案募集要領の交付期間、企画提案書の提出期限等

ア 企画提案募集要領の交付期間

令和2年7月9日（木）から同年8月7日（金）まで

イ 企画提案募集要領の交付方法

企画提案募集要領の交付を希望する場合は、下記エの担当者まで問合せること。

ウ 企画提案書の提出期限

令和2年8月11日（火）17時まで

エ 企画提案書の提出先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

復興庁原子力災害復興班 坂（ばん）・細田

電話 03-6328-0248

(2) 企画提案書の提出方法

上記担当班へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）で10部及び電子媒体（光ディスク（CD-Rディスク）1部）を提出すること。なお、電子媒体の提出は以下によること。

使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Microsoft Word2010」「Microsoft Excel2010」「Microsoft PowerPoint2010」

「Just System 一太郎 Government 8」「Adobe Reader9.0」以前の形式及びpdf形式に限る。ただし、映像資料については「Windows Media Player」で動作可能なもの。

また、全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を1部提出すること。

※宅配便も可とする。

6 契約候補者の選定方法

令和2年度外国人向けウェブサイトの構築及び運用業務に係る企画提案募集要領に基づき、提出された企画提案書について審査を行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、契約候補者とする。

なお、審査に当たっては、企画提案審査委員会を開催し、企画提案者から提出された企画提案書を各審査委員に郵送し、各々審査を行う書面審査とする。

7 企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。また、企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書は無効にする。

8 選定結果の通知

令和2年8月下旬までに企画提案書を提出した全者に通知する。

10 その他

詳細は令和2年度外国人向けウェブサイトの構築及び運用業務に係る企画提案募集要領による。

(以 上)